

昭和二十六年運輸省令第七十号

自動車点検基準　道路運送車両法に基き、自動車整備基準を次のように定める。

**第一条** 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第四十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
一 法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車  
二 一項第一号に掲げる自動車

二 法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車別表第二

### (定期点検基準)

**第二条** 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の格好に掲げる自動車

の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとす

一  
る。  
去第日  
一入院第一頭第一  
 $\frac{1}{2}$ 二陽性の自動車

法第四十ハ条第一項第一号は掲げる自動車  
（被牽引自動車を除く。）別表第三

## 二 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車

(被牽引自動車に限る。)別表第四  
三　去第四十八條第一項第二号に掲げる自動車

（一輪自動車を除く。）別表第五

四 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車

（二輪自動車に限る）別表第五の一  
五 法第四十八條第一項第三号に掲げる自動車

(一輪自動車を除く。) 別表第六

六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車  
（二輪自転車を除く。） 则表第二

**第三条** 法第四十八条第一項第一号の国土交通省  
（二輪自動車は除く）別表第七

令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車

一車両総重量八トナ以上の自家用自動車とする。

車両総重量八トン未満で乗車定員十一人以下の自家用自動車

上の自家用自動車

（昭和二十六年法律第二百八十三号）第八十条 次に掲げる自動車であつて道路運送法

第一項の規定により受けた許可に係る自家用

自動車（前二号に掲げるもの及び二輪自動車（創宣付二輪自動宣付を含む。）を除く。）

イ (便車付二輪自動車を含む) を除く) 貨物の運送の用に供する普通自動車及び

小型自動車

専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

八 人の運送の用に供する三輪自動車

二 散水自動車、広告宣伝用自動車、靈柩車  
う自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車

ホ 大型特殊自動車

ヘ 檢査対象外軽自動車

法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 法第六十一条第一項第二号に規定する自家用乗用自動車

二 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）

法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）

二 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

三 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車

四 特ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車

五 自家用三輪自動車

六 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）

七 自家用大型特殊自動車

八 自家用検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）

（点検整備記録簿の記載事項等）

第四条 法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録自動車につては自動車登録番号、法第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車につては車両番号、その他の自動車につては車台番号

二 点検又は特定整備時の総走行距離

三 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）

点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第四号までに掲げる自動車につては一年間、同条第五号及び第六号に掲げる自動車につては二年間とする。

**第五条** 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める  
点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）別表第三に定める十二月ごとに行う点検

二 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る。）別表第四に定める十二月ごとに行う点検

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）別表第五に定める十二月ごとに行う点検

四 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）別表第六に定める二年ごとに行う点検

五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）別表第七に定める二年ごとに行う点検

六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）別表第七に定める二年ごとに行う点検

**第六条** 法第五十六条の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。

二 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第一条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる充分な広さを有すること。

三 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

<p>四 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。</p> <p>五 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。</p>	<p>(自動車の点検及び整備に関する情報)</p> <p><b>第七条</b> 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。</p> <p>二 自動車特定整備事業者は、使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少數生産車であること等により当該提供を受けられる者が限定される場合又は次項(第二号)に係る部分に限つては、この限りでない。</p> <p>三 自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械(自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。)の情報を用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。</p>	<p>四 又は巻尺</p> <p>五 イヤ・ターゲット(蓄電池の充放電の測定具)</p> <p>六 ハーネス・ゲート(輪止め工具)</p> <p>七 ホース(タイヤの空気充てん具)</p> <p>八 チューブラング(ヘンリーペンチ)</p> <p>九 チューブラング(ドーハンマ)</p> <p>十 チューブラング(ハンマ)</p>
---	--	--

一 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不  
　　當に差別的でないものに限る。）とすること。  
二 自動運行装置その他点検及び整備のために  
　　通常利用される技術よりも高度な技術を利用する  
　　装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報  
　　の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足  
　　りる能力及び体制を有することが確認された  
　　者に限ること。  
三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供  
　　を受ける者が著しく少數となつた場合においては、当該提供を終了すること。  
法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定  
められた技術上の情報は、次に掲げるものとする。  
ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目  
的で使用されることにより、当該自動車につい  
て保安上及び公害防止上支障があるものとして  
国土交通大臣が定めるものを除く。

一 自動車の故障の状態を識別するための番  
号、記号その他の符号  
二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運  
輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に  
規定する装置の構造及び作動条件に関する  
情報  
三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に  
必要な自動車の構造及び装置に関する情報、  
点検及び整備の実施の方法に関する情報並び  
に作業機械の情報  
四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検  
及び整備の適切な実施のために必要なものと  
して国土交通大臣が定める情報

第八条 法第五十七条の二第二項の国土交通省令  
で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条  
の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）  
の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の  
結果必要となる整備の実施の方法とする。

附 則 抄  
1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十  
六年七月一日から適用する。  
附 則（昭和二十九年七月二〇日運輸省令  
第四〇号）抄  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和三八年一〇月一日運輸省令  
第五三号）  
1 この省令は、昭和三十八年十月十五日から施  
行する。

附 則（昭和四三年一一月三〇日運輸省  
令第五七号）

この省令は、昭和四十三年十二月一日から施  
行する。

附 則（昭和四五年七月二九日運輸省令  
第六七号）

この省令は、昭和四十五年八月一日から施  
行する。

附 則（昭和四八年一一月二六日運輸省  
令第四三号）

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施  
行する。

附 則（昭和四九年一一月二一一日運輸省  
令第四五号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施  
行する。

附 則（昭和五四年七月一六日運輸省令  
第三三号）

（施行期日）  
1 この省令は、昭和五十四年十月一日から施  
行する。

附 則（昭和五八年三月一五日運輸省令  
第八号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正す  
る法律（昭和五十七年法律第九十一号）の施行  
の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年七月一六日運輸省令  
第二七号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正す  
る法律（昭和五十七年法律第九十一号）の施行  
の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年三月一五日運輸省令  
第八号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正す  
る法律（昭和五十七年法律第九十一号）の施行  
の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二七日運輸省  
令第四六号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附 則（平成一七年一二月二一日国土交通  
省令第一一二号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附 則（平成一七年一二月二一日国土交通  
省令第一二号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附 則（平成一八年九月七日国土交通省  
令第八六号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附 則（平成一八年九月七日国土交通省  
令第八六号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附 則（平成一九年三月三一日国土交通  
省令第一一号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附 則（平成一九年三月一四日国土交通  
省令第一一号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

二 第二条中自動車点検基準別表第三、別表第  
五及び別表第六の改正規定、第三条中優良自  
動車整備事業者認定規則第五条、第六条及び  
第二号様式の改正規定並びに第八条中総合特  
別区域法に基づく道路運送車両法の特別に関  
する省令第六条の改正規定 令和三年十月  
一日

附 則（平成一八年九月七日国土交通省  
令第八六号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二



置 装 動 制		点検箇所	点検時期 3月 <sup>1</sup> )と	別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条、第五条関係)	
印の点検は、大型特殊自動車を除く。 (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。 (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アーチチャーロック・ブレーキシステム及びエアバンジング(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る)、衝突害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準 昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもつて代えることができる。	⑤ 又は乗車定員30人以上の自動車に限る。 (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上が又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことがができる。			⑥ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。 (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アーチチャーロック・ブレーキシステム及びエアバンジング(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る)、衝突害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準 昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもつて代えることができる。	⑦ (※7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。 (※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。
ブレーキ・カム ルブ ンバ リレー・エマ ジエンシ・バ ブレーキ・チャ ブレーキ・ペ イプ ロッドのストロ ーク	機能	点検箇所	点検時期 3月 <sup>1</sup> )と	1 2月 <sup>1</sup> )と (3月 <sup>1</sup> )との 点検に次の 点検を加え たもの)	⑧ (※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天 然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限 り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を 除く。
摩耗	機能	機能			⑨ (※9) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天 然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限 り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を 除く。

電気配線	ソーバ・ソーツク・アブ	シヨン・サスペン	エア・サスペン	シヨン・サスペン	置装衝緩	置装行走	ブレーキ・ドラム及びブレー・キ・シュー
び接続部の緩み及び損傷	油漏れ及び損傷	の緩み及び損傷	付部及び連結部取	(※1)の損傷	1ローズの損傷	1エア漏れ	1ドラムとラ
				2ペ	2スプリングの	2ホイールの状態	2ディスクの
				3ベ	3損傷	3ナット・ボルト及びホイール・タ	3ディスクの

装置 緩衝		走行 装置		二重 安全 ブレーキ 機構		センタ・ブレーキ・ドラム及び ライニング		ブレーキ・ディスク及びパッド		ブレーキ・ディスクと ライニングとのすき間		ドラムと ライニングとのすき間		1 ナの詰まり 機能	
シンジョン	コイル・サスペ	シンジョン	リーフ・サスペ	ホイール	ホイール	ブレーキ・ディスク	ライニング	ブレーキ・ディスク	ライニング	ドラム	ライニング	ドラム	ライニング	倍力装置	バルブ及びリレー
及び損傷	部の緩み、 がた及び損傷	取付部及び連結部の緩み、 がた及び損傷	2 の損傷 2 取付部及び連結部の緩み、 がた	1 スプリング 1 ガルのがた	3 リングのがた 3 リヤ・ホイール・ペアリングのがた	2 フロント・ ホイール	4 ドラムの摩耗 耗及び損傷	3 ライニング 1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	2 パッドの摩耗 1 パッドとのすき間	2 耗 耗及び損傷	1 パッドとのすき間	2 摻動部分及び ライニングの摩耗 耗	1 ディスクの摩耗 耗及び損傷	2 摻動部分及び ライニングの摩耗 耗	1 ナの詰まり 機能
及び損傷	部の緩み、 がた及び損傷	取付部及び連結部の緩み、 がた及び損傷	2 の損傷 2 取付部及び連結部の緩み、 がた	1 スプリング 1 ガルのがた	3 リングのがた 3 リヤ・ホイール・ペアリングのがた	2 フロント・ ホイール	4 ドラムの摩耗 耗及び損傷	3 ライニング 1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	2 パッドの摩耗 1 パッドとのすき間	2 耗 耗及び損傷	1 パッドとのすき間	2 摻動部分及び ライニングの摩耗 耗	1 ディスクの摩耗 耗及び損傷	2 摻動部分及び ライニングの摩耗 耗	1 ナの詰まり 機能

機 原 動 本 体		電 气 配 線		電 气 点 火 装 置		電 气 ル デ フ ア レ ン シ ャ		ト ラ ン ス ミ ッ シ ョ ン 及 び ト ラ ン フ ト 及 び ド ラ イ ブ ・ シ ャ フ ト		ス フ ア		ソ ー バ ク ラ っ チ	傳 動 力 達 力	
ア 3 (※2) の 状 態 レ メ ン ト エ リ エ	ア 2 (※4) の 状 態 プ ラ グ の 排 気	1 時 期 2 (※5) 点 火	1 (※4) ブ ラ グ 点 火	1 (※4) び 油 量 及 び 油 漏 れ	緩 み (※4)	2 す き 間 作 用	1 ペ ダ ル の 遊 び	油 量	油 漏 れ 及 び 損 傷	油 量	油 量	油 量	油 量	油 量
ア 3 (※2) の 状 態 レ メ ン ト エ リ エ	ア 2 (※4) の 状 態 プ ラ グ の 排 気	1 状 態 低 速 及 び 加 速 の 状 態	接 続 部 の 緩 み 及 び 損 傷	タ リ ミ ナ ル 部 の 緩 み 及 び 損 傷	トリ ビ ュ ー タ の デ イ ス キ ャ ッ プ の 状 態	1 傷 2 傷 3 傷	1 自 在 継 手 部 の ダ ス 特 ブ リ ー ツ の 龜 裂 及 び 損 傷	1 1 1	2 す き 間 作 用	1 ペ ダ ル の 遊 び	油 量	油 量	油 量	油 量
ア 3 (※2) の 状 態 レ メ ン ト エ リ エ	ア 2 (※4) の 状 態 プ ラ グ の 排 気	1 状 態 低 速 及 び 加 速 の 状 態	接 続 部 の 緩 み 及 び 損 傷	タ リ ミ ナ ル 部 の 緩 み 及 び 損 傷	トリ ビ ュ ー タ の デ イ ス キ ャ ッ プ の 状 態	1 傷 2 傷 3 傷	1 自 在 継 手 部 の ダ ス 特 ブ リ ー ツ の 龜 裂 及 び 損 傷	1 1 1	2 す き 間 作 用	1 ペ ダ ル の 遊 び	油 量	油 量	油 量	油 量
置 止 散 の 有 す る の 悪 煙 ば あ 臭 い ブ ロ ー バ イ ・ ガ ス 還 元 装 置														
エ グ ズ ・ マ フ ラ	ス タ イ ブ ロ パ イ ブ	净 液 噴 射 器 、 窓 拭 き 器 、 洗 液	警 音 器 、	散 防 止 装 置 一 酸 化 炭 素 等 発	散 防 止 装 置 一 酸 化 炭 素 等 発	出 抑 止 装 置	燃 料 蒸 発 ガ ス 排	ス ポ ロ ー バ イ ・ ガ	冷 却 装 置	燃 料 装 置	潤 滑 装 置			
能 2 損 付 け の 緩 み 及 び 取 取 (※4) 1 1	作 用 及 び 取 付 状 態	5 機 能 及 び 配 管 の 損 傷	4 循 環 装 置 の 機 能	3 給 装 置 の 機 能	2 少 装 置 の 取 付 け	1 触 媒 反 応 方 式 等 排 出 ガ 斯 減 少 装 置 の 取 付 け	1 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 及 び 損 傷	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 1 1	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 配 管 の 損 傷	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 1 1	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 配 管 の 損 傷	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 配 管 の 損 傷	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 配 管 の 損 傷	2 (※1) エ ッ ク ・ バ ル ブ チ 配 管 の 損 傷
エ ア ・ コンプレッサ	エ ア ・ タンクの凝縮	エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ	エ ラ ブ の機能	ガ ス 容 器 取 付 部	ガ ス 容 器 取 付 部	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ	水 漏 れ
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														
エ ジ ユ レ ー タ 及 び バ ン ロ ー ダ														

装置取りかじ						点検箇所	点検時期	1年ごと	別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準） （第二条、第五条関係）	
フレーム	その他	緩み及び損傷	緩み及び損傷	緩み及び損傷	緩み及び損傷				緩み及び損傷	緩み及び損傷
リリンク装置	パワー・ステアリング装置	かじ取り車輪	ム類	ロツド及びアーチギヤ・ボックス	ハンドル				（※1）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。	（注）（※1）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行わなかた場合を除き、行わないことができる。
み及び損傷	ベルトの緩み及び損傷								（※2）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合、行わないことができる。（※3）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。	（※2）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合、行わないことができる。（※3）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。
取付けの緩み及び油量	（※1）2	1	メント	（※1）ホイール・アライ	損傷	（※1）取付けの緩み	操作具合	2年ごと	（1年ごとの点検に次の点検を加えたもの）	（※1）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行わなかた場合を除き、行わないことができる。（※2）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合、行わないことができる。（※3）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。

装置走行	制動ルブレーキ・ハダ	構駐車ブレーキ機	板だらと遊び	2間引きしき具	12キの効き具	12キの効き具	11板だらと遊び	11板だらと遊び
ホイール	ブレーキ・ディスク及びパッド	ブレーキ・ドライバー及びブレーキ・シュー	マスター・シリンドラ、ホイール・ディスク・キャリパー	ホース及びパイプ	構駐車ブレーキ機	構駐車ブレーキ機	構駐車ブレーキ機	構駐車ブレーキ機
ホイール・タイヤの状態(※1)	耗材(※1)の摩耗	バード(※1)の摩耗	液漏れ及び取付状況	合2ろ引	合2ろ引	合2ろ引	合2ろ引	合2ろ引
ホイール・タイヤの状態(※1)	耗材(※1)の摩耗	バード(※1)の摩耗	液漏れ及び取付状況	合2ろ引	合2ろ引	合2ろ引	合2ろ引	合2ろ引

機 原 動				電 装 置		電 气		裝 伝 動 力		裝 緩 装 置			
燃 料 装 置	潤 滑 装 置	本 体	電 气 配 線	バ ツ テ リ	点 火 装 置	ル デ フ ア レン シ ャ	ブ ラ ン 及 び ト ラ ン	ト ラ ン ス ミ ッ シ	ク ラ ッ チ	ソ ー バ ッ ク • ア ブ	取 付 部 及 び 連 絡	部	
油 漏 れ	油 漏 れ	態 メ ー エ (※ 1) 状 態 1 ン ナ ア (※ 1) 排 気 の ト の エ ク リ 2 状 レ	態 部 の 接 続 状 況	タ ー ミ ナ ル	状 态 キ ビ デ ュ 一 斯 ツ プ タ ー タ リ の の 点	点 火 時 期 (※ 4) 2	状 态 火 ブ ラ グ 1 の 点	2 (※ 1) (※ 1) (※ 1)	量 漏 れ 及 び 油	間 板 た び 及 び ダ ル と の 切 れ す き の 床 れ 遊			ミ ボ ル ト の 緩
燃 料 漏 れ	燃 料 漏 れ	及 び 損 傷	接 続 部 の 緩 み				れ 及 び 油 量	(※ 1) 油 漏 れ 損 傷			損 傷	油 漏 れ 及 び 損 傷	

置止散のスな有スるの悪煙ば  
装防発等ガ害、ガあ臭、い

冷却装置	ブローバイ・ガス還元装置	燃料蒸発ガス排	出抑制装置	散防止装置	一酸化炭素等発
2 損傷の緩和 水漏れ	2 損傷のみ及び ト	1 配管等の損傷	2 チヤコール・キヤニスターの詰まり及び損傷	3 チエック・バルブの機能	1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取り付けの緩み及び損傷
1 メタリング・バルブの状態	2 配管の損傷	1 配管等の機能	2 チヤコール・キヤニスターの詰まり及び損傷	3 チエック・バルブの機能	1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取り付けの緩み及び損傷

① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の交付をする場合に、有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によることとするものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととする時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことがができる。

④ (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、エンチロック・ブレーキシステム及びエアバッソング（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る）、衝突被害軽減制動制御装置、自動運転命令機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る）の点検をもつて代えることができる。

⑤ (※4) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

(※5) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

機 原動		電 气 装 置			傳 動 力 達			裝 置 緩 衝			
本 体	電 气 配 線	バ ン テ リ	点 火 装 置	ト ド ライブ・ベル	ブ プ ロ ケ ッ ト	チ エ ー ン 及 び ス	ト ラ ン スミッ シ	ク ラ ツ チ	シ ョ ッ ク・ア ブ	シ ン サ ー ム	ス ベ ン シ ョ
加 速 の 状 态	2 ト ナ ア (※ 1)	の 接 続 状 态	タ ー ミ ナ ル 部	2 グ 1 (※ 1) (※ 1)	及 び 損 傷	2 の 緩 み	1 チ エ ー ン	ク ラ ツ チ	バ ー の 遊 び	グ ル ヤ	ホ イ ー ル
低 速 及 び	1 ト ナ エ レ メ ン	エ リ メ ン	点 火 時 期	1 点 火 プ ラ	摩 耗	2 態 及 び 摩 耗	1 ス プ ロ ケ	レ	油 漏	・ ベ ア リ	ボ ル ト の 緩 み

置 装 動 制		置 装 装 置 取 じ か 置	別 表 第 8 (劣化又は摩耗により生ずる状態) (第五条関係)	(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の交付を行つた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。
1	主制動装置のきき具合の不良	1 ハンドルの操作具合の不良 2 ギヤ・ボックスの油漏れ 3 ロッド類又はアーム類の緩み、がた又は損傷 4 ロッド類又はアーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂又は損傷 5 かじ取り車輪のホイール・アライメントの不良 6 パワー・ステアリング装置のベルトの緩み又は損傷 7 パワー・ステアリング装置の油漏れ 8 フロント・フォークの損傷 9 フロント・フォークのステアリング・システムの取付状態の不良 10 フロント・フォークのステアリング・システムの軸受部のがた	1 1 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。 2 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。 3 (※3) 印の点検は、1年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。 4 (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。	② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。 ③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。 ④ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。
2	駐車ブレーキのきき具合の不良	3 ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良 4 マスター・シリンダ、ホイール・シリンダ又はディスク・キャリパの液漏れ		
3	ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良			
4	マスター・シリンダ、ホイール・シリンダ又はディスク・キャリパの液漏れ			

他 の そ	機 動 原	置 装 達 伝 力 動	置 装 衝 緩 置 装 行 走
3 損傷 マフラーの機能の不良	5 冷却装置の水漏れ	1 エグゾースト・パイプ又はマフラーの取付 式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は けの緩み又は損傷	1 スプリングの損傷（エア・スプリングの エア漏れを含む。） 2 緩衝装置の取付部又は連結部の緩み、が た又は損傷
2 損傷	4 冷却装置のファン・ベルトの緩み又は 潤滑装置の燃料漏れ	2 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャ フトの連結部の緩み 3 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャ フトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂又 は損傷 4 デファレンシャルの油漏れ 5 チエーンの緩み	2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた 1 トランスマッショナ又はトランスマフアの 油漏れ
1 酸化炭素等発散防止装置の触媒反応方 式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は けの緩み又は損傷	3 燃料装置の燃料漏れ	6 排気の状態の不良 スプロケットの取付状態の不良又は摩耗	3 シヨック・アブソーバの油漏れ又は損傷 1 トランスマッショナ又はトランスマフアの 油漏れ